

外国人乳幼児が多い認可外保育施設 における指導監督基準の特例措置

活用事例集



Index

目次

- 03 外国人乳幼児が多い認可外保育施設における指導監督基準の特例措置とは／調査結果
- 06 【掲載事例】特例措置活用自治体：沖縄県
- 08 【掲載事例】特例措置活用自治体：愛知県岡崎市
- 11 【掲載事例】特例措置活用保育施設# 1 (沖縄県)
- 15 【掲載事例】特例措置活用保育施設# 2 (沖縄県)
- 18 【掲載事例】特例措置活用保育施設# 3 (愛知県岡崎市)
- 21 【コラム】特例措置未活用保育施設における外国人乳幼児への対応
- 24 【コラム】地域の小学校における外国人乳幼児への対応

About Service

外国人乳幼児が多い認可外保育施設における指導監督基準の特例措置とは

「外国人乳幼児が多い認可外保育施設における指導監督基準の特例措置(以下、特例措置という)」とは、国家戦略特別区域の区域内に所在する認可外保育施設であり、当該施設を利用する乳幼児の全て又は多くが外国人である場合に、保育に従事する者の数及び資格に関する指導監督基準を緩和する特例措置です。

認可外保育施設においては、適正な保育内容及び保育環境を確保するため、児童福祉法第59条及びこども家庭庁成育局長通知「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」に基づき、都道府県等が指導監督を実施しています。

指導監督基準では、職員について、「保育に従事する者の概ね3分の1以上は、保育士又は看護師の資格を有する者を配置することが求められている。」との基準が示されています。

一方、地域によっては外国語を母国語とする乳幼児(以下、外国人乳幼児という)の割合が多い保育施設がありますが、外国人乳幼児とコミュニケーションが取れる保育士の確保は、大変困難な状況となっています。

特例措置を活用することで、保育士又は看護師の資格を有する者が保育に従事する者の3分の1未満であっても、「概ね3分の1」以上であると判断し、当該基準を満たすものと取り扱うことが可能となります。

特例措置の活用により、保育無償化の対象施設になり得ます

国の経過措置期間終了に伴い、令和6年10月1日から、指導監督基準を満たさない認可外保育施設は、幼児教育・保育の無償化の対象外になりました。

外国人乳幼児の多い保育施設の中には、外国人乳幼児とコミュニケーションを取れる保育士の確保が難しく、保育に従事する者の数及び資格に関する指導基準を満たすことが出来ない事例も見受けられます。

特例措置の対象施設に指定されることで、保育に従事する者の数及び資格に関する指導監督基準を満たすものとして取り扱われるため、保育に従事する者の数及び資格以外の基準を満たしている保育施設であれば、令和6年10月以降も幼児教育・保育の無償化の対象となります。

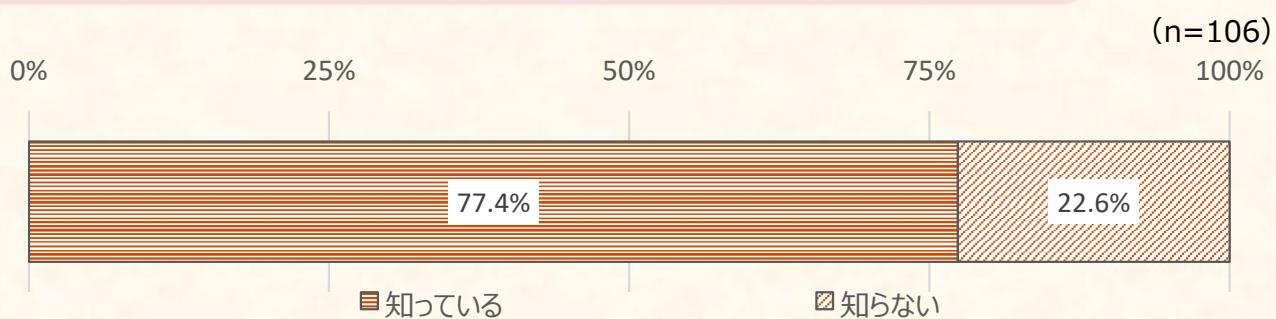
Facts & Figures

調査結果

調査の背景

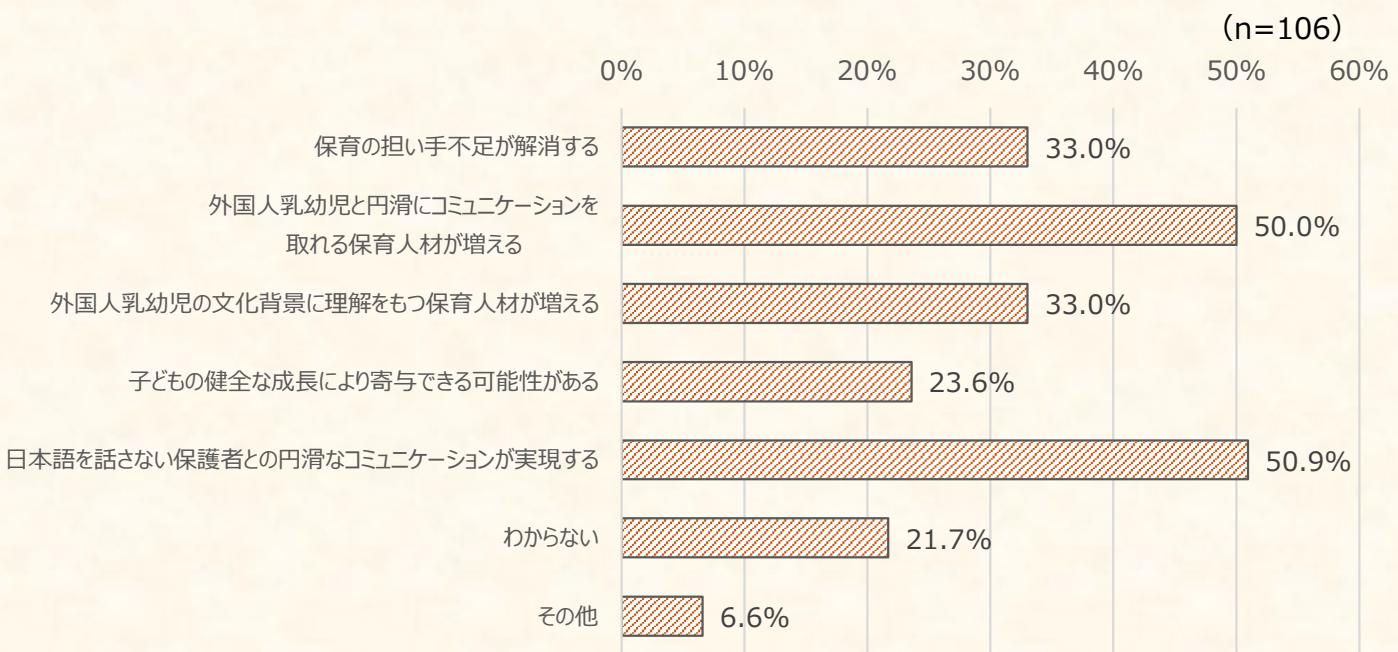
特例措置の全国展開に向け、自治体における特例措置の認知度合いや活用意向、外国人乳幼児の保育における現状・課題を把握し、全国展開の是非を検討するための基礎情報としました。

特例措置を知っている割合



本特例措置について、「知っている」と回答した自治体は77.4%、「知らない」と回答した自治体は22.6%となっています。

特例措置を活用するメリット

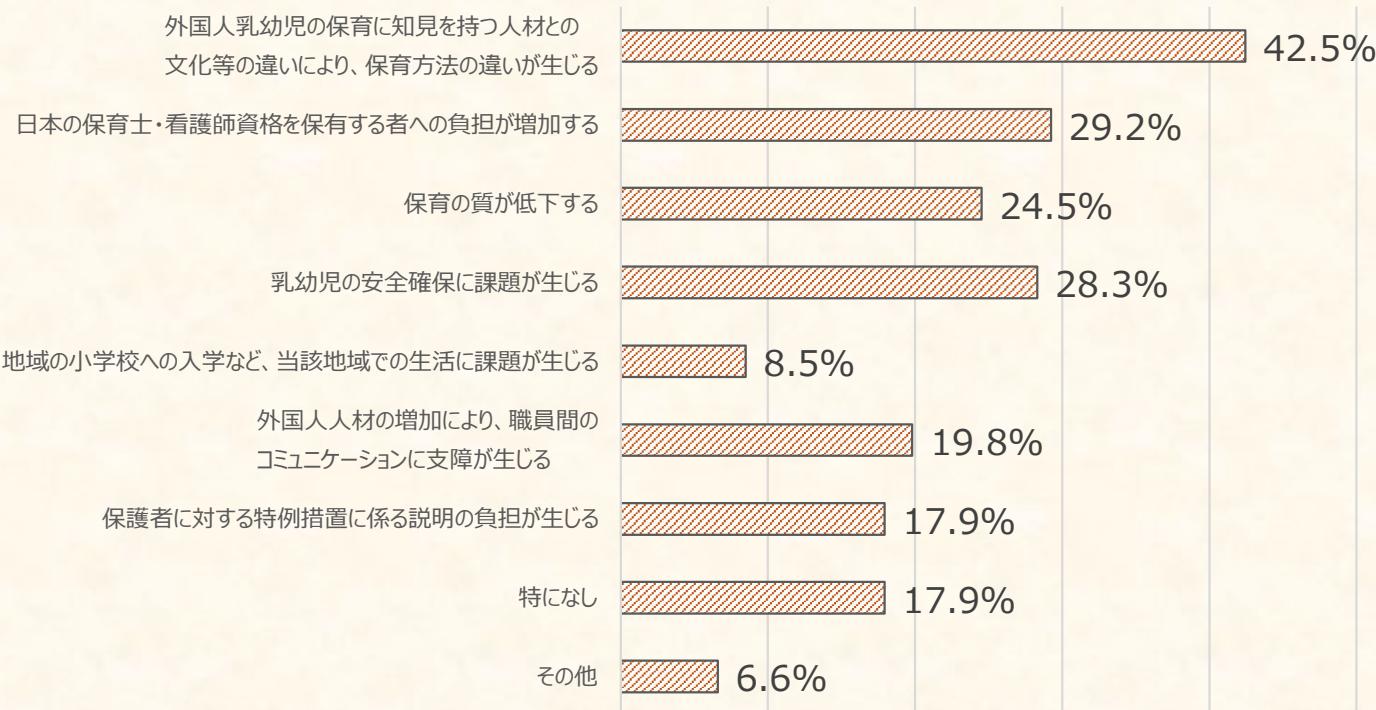


本特例措置の活用による保育施設のメリットについて、「日本語を話さない保護者との円滑なコミュニケーションが実現する」が50.9%と最も多く、次いで「外国人乳幼児と円滑にコミュニケーションを取れる保育人材が増える」が50.0%と多くなっています。

特例措置の活用による懸念

(n=106)

0% 10% 20% 30% 40% 50%



本特例措置の活用による、懸念される課題について、「外国人乳幼児の保育の知見を持つ人材との文化の違いにより、保育方法の違いが生じる」が42.5%と最も多く、次いで「日本の保育士・看護師を保有する者への負担が増加する」が29.2%と多くなっています。

沖縄県

(令和5年~)

自治体の基礎情報 ※令和6年4月時点

- ◆外国人乳幼児の主な国籍：アメリカ
- ◆外国人乳幼児の親の主な職業：米軍基地関連
- ◆概要

認可外保育施設は401施設あり、沖縄県内にある保育施設の3割を占める。外国人乳幼児が在籍乳幼児数の5割以上を占める認可外保育施設は18施設あり、多くが米軍基地関係者の子ども等が利用する認可外保育施設である。認可外施設を利用している外国人乳幼児数は800人程度である。

米軍基地関係者が多いことから、外国人乳幼児の主な母語は英語で、滞在期間は数年程度である。卒園後は、米軍基地内の小学校に進学するケースが多いが、中国や東南アジア圏出身の外国人乳幼児は、公立小学校に進学するケースも増えている。

特例措置の導入背景について教えてください。

沖縄県には米軍関係施設が多数あり、外国人乳幼児が利用する認可外保育施設が北谷町、沖縄市、うるま市などに多く存在しています。一方で、地域内に、日本の保育士資格を持つ人材が不足しており、英語で乳幼児とコミュニケーションを取れる有資格者を新たに確保することが困難なことから、特例措置の活用を検討しました。

沖縄県は、特例措置の活用が、保育の質の低下および安全面のリスクに繋がることは避けなければいけないと考えています。保育従事者の資格に関する基準を除く、全ての指導監督基準を満たした施設が北谷町に2施設あったため、県の方から特例措置の活用を打診しました。

特例措置に対してどのような期待を持っていましたか。

外国人乳幼児の保育に知見を有する人材が入ることで、乳幼児および保護者との円滑なコミュニケーションを図ることができ、保育により良い効果をもたらすのではないかと考えていました。

また、指導監督基準を満たす旨の証明書を発行できることで、保育の無償化対象施設となり、施設および保護者に経済的恩恵を与えられることを期待していました。実際に、該当の2施設に対して証明書を発行し、認定を受けた利用者は無償化の対象となっています。

対象施設をどのような観点で選定したかご教示ください。

本特例措置は、保育の有資格者数の緩和を行うものであり、付随する安全面の担保は自治体でも留意すべき事項と認識しています。このため、沖縄県では、保育従事者の資格に関する基準を除く、全ての指導監督基準を満たした施設にのみ特例措置を活用し、証明書を発行しています。

沖縄県の場合は、例えばモンテッソーリ教育の研修を受け、修了証明書を所持している方を、外国人乳幼児の保育に知見を持つ人材として認めています。

自治体としても、安全面の担保に向けた施策を打っており、認可外保育施設における入所児童の処遇向上及び保育の質の向上を図ることを目的に、県主催で年に1度、認可外保育施設を対象とした研修を実施しています。

指導監督における、他施設との指摘事項の違いはありますか。

外国人乳幼児が多い保育施設は、外国の文化や手法をそのまま持ち込んで保育にあたっているケースが多いため、日本の基準との乖離が時折見受けられます。

例えば、日本基準での保育の場合、乳幼児がおもらしをした場合は、職員がデリケートゾーンを拭いておむつや下着を交換すると思いますが、外国基準での保育の場合は、訴訟等のリスクも踏まえ、デリケートゾーンを触らないようにしているケースが見受けられます。

上記対応が原因で、保護者からクレームが入った事例もあり、入園前に、保育施設から保護者に対し、施設の理念や対応方針等を明確にお伝えするよう、指導を実施したことがあります。

自治体としても、日本の基準に適合するように指導を行っていますが、文化やコミュニケーション方法の違いから、乳幼児の安全・衛生面の質の確保に課題があると感じています。

愛知県岡崎市

(令和6年~)

自治体の基礎情報 ※令和6年4月時点

- ◆外国人乳幼児の主な国籍：ブラジル
- ◆外国人乳幼児の親の主な職業：製造業
- ◆概要

岡崎市がある西三河地域は製造業が多く、工場を中心にブラジル人等の外国人労働者が多い地域である。2024年12月時点の外国人市民は13,758人、人口に占める割合は3.7%となり、本市で過去最多を更新している。

特例措置の導入背景について教えてください。

自治体、保育施設、保護者それぞれが課題を有していました。まず、自治体の課題としては、地域に待機児童がいることです。また、外国人乳幼児への良好な保育環境の提供も課題でした。次に、保育施設の課題としては、無償化対象から外れることにより、在籍している乳幼児の転園や新規の入園希望者の減少に繋がり、保育施設の長期的運営への影響が生じる可能性があることです。また、指導監督基準の要件が障壁となり、受け入れ児童の縮小も懸念されました。最後に、利用者の課題としては、他の保育施設では母国語でのコミュニケーションが難しいことです。仮に、保育無償化の経過措置期間が終了した場合、経済的な理由から子どもを保育施設に預けることが難しくなり、就労機会の損失や生活の質低下といった懸念が生じます。結果として、子どもたちに良好な保育環境を提供できず、健全な発育や母国語の発達等への影響を懸念していました。

特例措置に対してどのような期待を持っていましたか。

本特例措置の活用により、外国人乳幼児に対する保育の受け皿を安定的に確保し、外国人乳幼児を安心して保育施設に預けられることを期待しました。また、外国人乳幼児が特例措置を活用している保育施設に入園することで、地域の保育施設に空きが生じ、結果的に待機児童の解消に繋がることを期待しました。

併せて、母国語を話せるスタッフを拡充することで、より外国人乳幼児の様子を細やかに確認することができ、子どもたちの健全な成長につながるのではないかと考えました。加えて、外国の保育士資格等のスキルを持つ外国人労働者の就労や活躍の場を提供できるといった観点でも期待していました。

特例措置導入時に苦労したこと及び対応方法を教えてください。

他の保育施設と比較すると、言葉の壁が存在しました。日常的な連絡や立ち入り調査に加え、特例措置の申請に係る準備についても、通訳を介する必要があり、準備や共通理解の醸成に一定の負荷を要しました。当初は特区制度の認識に齟齬があつたため、複数回説明しましたが、通訳にとっても制度が複雑かつ専門用語等もあり、保育施設に正しく伝えることが難しいという印象を持ちました。丁寧に意思疎通を進めるように対応し、また保育施設にも協力的に進めていただいたこともあり、無事に特例措置を導入することができました。

また、対象の保育施設に、保育に従事する者の数及び資格要件以外の指導監督基準を満たしていただくため、指導や助言を繰り返し行いました。特に、本特例措置の活用にあたっては、日本の保育士資格を持つ者が1名以上いることが必須要件だつたため、体制を持続していただけるように十分に説明しました。

対象施設をどのような観点で選定したかご教示ください。

岡崎市内に、外国人乳幼児の数が半数を超える施設が1施設だったため、当該保育施設の、特例措置活用の要件の充足状況で判断しました。今回は、以下①～④の要件の充足が見通せたことから、保育無償化の経過措置の期限が切れる前に当該保育施設と話し合い、特例措置活用申請を進めました。

- ①「保育施設を利用する乳幼児のうち、外国人乳幼児がおむね1/2以上」
当該保育施設の乳幼児数は全てブラジル人でした。
- ②「外国乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分に配置している」
9名中7名がブラジルの保育資格を有していました。資格証明書の写しを提出いただき、自治体内の多文化共生分野の通訳がブラジルの国家資格に該当するものか確認したうえで認定しました。
- ③「日本の保育士資格を有する者を1名以上配置している」
1名の保育士を確保していることを確認しました。
- ④「適切な保育状況の把握調査に積極的に協力している」
毎年の立ち入り調査に通訳者の手配や事前の書類準備等、対応状況は常に良好な状態でした。

上記状況に鑑み、当該施設の特例措置の活用を推進しました。

指導監督における、他施設との指摘事項の違いはありますか。

指導監督基準は他の施設と同様としており、制度の対象施設であることを理由に基準を変えることはしていません。当該施設には、保育に従事する者に占める資格保有割合以外の基準を遵守するように取り組んでいただいています。

また、指摘事項についても、他の保育施設と特段違いを感じることはありません。口頭での指摘事項に対しても、迅速に対応され、日本人乳幼児の多い保育施設と遜色ありません。保育施設の運営にあたっては、保育施設の特色を保ちながら、日本の保育施設基準に対応いただいています。

特例措置を運用する中での課題としては、日本の保育資格者の継続的な確保です。岡崎市全体としても保育士の確保が難しい中で、外国人乳幼児の保育を主とした保育施設が、勤務先として選ばれるのは簡単ではなく、課題に感じています。

事例#1 沖縄県北谷町の保育施設 (令和5年~)

保育施設の基礎情報 ※令和6年10月時点

- ◆乳幼児定員数：196名
- ◆在籍乳幼児数 / うち外国人乳幼児数：
 - 0歳児 7名 / 7名
 - 1歳児 25名 / 20名
 - 2歳児 36名 / 30名
 - 3歳児 44名 / 31名
 - 4歳児以上 65名 / 42名
- ◆外国人乳幼児の主な国籍：アメリカ



保育施設の運営方針

「ひとりひとりの子どもたちが生涯にわたって学習し、人間性をより高めていくための基礎を築けるような学習環境を提供することをミッションに、モンテッソーリ教育を踏まえた保育カリキュラムを提供している。

また、園児の7割以上が英語を母語とする外国人乳幼児であり、英語のネイティブスピーカーである保育人材が、言語教育も含めて保育を行うという運営方針を持っている。

“外国人乳幼児の保育に知見を有する人材”の詳細

保育施設の運営方針を踏まえ、①モンテッソーリ資格を所持している人材、②保育士・教員としての経験を有している人材を採用している。

採用経路は海外の求人サイトで、海外の保育士・教員資格、モンテッソーリ資格を所持している人材を募集し、条件に合う人材がいたら就労ビザを発行し、来日いただく。

実際に当施設に勤務している保育人材の例として、

Aさん：海外の小学校での勤務経験があり、フィリピンの教員資格を所持している。

来日後、ハウスキーピングの仕事を経て当施設に就職し、3年経過。当施設に就職後、モンテッソーリ資格を取得。

Bさん：大学教員を15年間、計4校経験し、モンテッソーリ資格を所持している。

一方で、モンテッソーリ資格は、あくまでもモンテッソーリ教材についての資格であるため、別途安全についての研修を実施したうえで保育を行っている。例えば、県や国から発行されている、保育やSIDS(乳幼児突然死症候群等)についてのハンドブックを用いた研修や、消防署を訪問し、嚥下や心肺蘇生の勉強を行うことにより、保育の安全面を担保している。

また、日本人乳幼児の保育に知見を有する人材についても、保育経験に加え、英語でのコミュニケーションが取れることを重視しており、例えば、米軍基地での就労経験がある方や海外在住経験がある方が勤務している。

当施設における特例措置の活用状況についてお伺いしました。

保育施設や園児の特徴について教えてください。

当施設は、モンテッソーリ教育の考え方を保育に取り入れた保育施設で、英語のネイティブスピーカーである保育人材が保育を行うことを特徴としています。園児は、7割以上が英語を母語とする外国人乳幼児ですが、その方針を魅力に感じた日本人乳幼児も在籍いただいている。

幼少期から、多様な国籍のクラスメイトと過ごしているため、それぞれ違うことが当たり前という認識を持っており、お互いの価値観に良い影響を受けています。これまで恥ずかしがり屋だった子が、積極的に発言するようになったり、他の子から食事時の挨拶や片付け等の礼儀について学んだりする姿が見られます。

卒園後は、日本人乳幼児の場合はおよそ7割程度が地域の公立小学校に進学し、2～3割がインターナショナルスクールに進学します。外国人乳幼児の場合は、米軍基地内の小学校に進学するケースが多いです。

職員の業務分担について教えてください。

モンテッソーリ資格の所持状況により、クラスの主担当を決定しており、日本の保育士資格の有無による役割の違いは設けていません。

一方で、例えば虐待の疑いがある乳幼児を発見した際等、然るべき機関に適切な情報の連携が必要な場合は、日本の保育士資格を有する者を第一の相談先としています。外国人乳幼児に知見を有する人材は、日本で虐待等の恐れがある場合に、どのように対応すべきかを理解しきれていない側面があります。日本の保育士資格を有する場合は、虐待の研修を受けており、通報是非の判断を行うことが可能であり、通報先への説明にあたっても、正確に状況を伝えられるため、適任だと考えています。

特例措置導入時に苦労したこと及び対応方法を教えてください。

沖縄県においては、本特例措置の適用対象の施設を自治体が指定されました。本特例措置の活用により、モンテッソーリ資格を所持する保育人材も「外国人乳幼児に知見を有する人材」としてみなされ、保育従事者数の要件を満たすことが出来るようになりました。

特例措置の適用対象に指定されたことにより、指導監督基準を満たすことができ、施設の運営方針に合致する人材を募集しやすくなり、また英語を母語とする外国人乳幼児とのコミュニケーション上の懸念も払しょくされました。

また、本特例措置の活用前後で、日本人乳幼児がいる家庭からの問合せが、1割から2～3割に増加しました。本特例措置の対象外の保育施設が、2024年10月以降に無償化の対象外となったことで、転園先として検討される方が多くなったように感じます。

また、無償化対象の施設であるということは、自治体の指導監督基準を満たしていることの裏返しであるため、安全面も含めてしっかりと施設を運営しているという印象を持たれるようになったのではないかと考えています。

特例措置による、懸念点があれば教えてください。

沖縄県においては、本特例措置の活用により、モンテッソーリ資格を所持する保育人材も「外国人乳幼児の保育に知見を有する人材」としてみなされ、保育従事者数の要件を満たすことが出来るようになりましたが、モンテッソーリ資格の取得にあたっては、教材の使用方法や効果についての学習がメインとなり、保育における安全面の教育は行われません。

モンテッソーリ資格を所持しているからといって、現場でも保育士と同等の扱いにすることは、保育の安全性へのリスクがあると感じています。

このため、当施設では、県や国から発行されている、保育やSIDS(乳幼児突然死症候群等)についてのハンドブックを用いた研修を月に1度実施し、職員の知識の更新を行っています。また、年に1度、消防署を訪問し、嚥下や心肺蘇生の勉強を行うことで、保育の安全面を担保するようにしています。

そのほか、公立小学校に進学予定の乳幼児の家庭からは、言語面を筆頭に日本の小学校で上手くやっていけるかを相談されることがあります。しかし、幼児期は適応能力も高く、卒園生から、実際に何か壁に突き当たっているという声は聞きません。

特例措置を活用する自治体や保育施設に一言お願いします。

「外国人乳幼児に知見を有する人材」の要件を検討するにあたっては、保育の安全面も念頭に入れるべきだと感じます。教育関係の資格所持者を重視すると、保育の安全面に対する知見が疎かになる可能性があります。施設において安全面の研修を導入するか、海外の保育資格や教員資格を所持している等、一定の基準を設け、保育士と同等とするのが良いのではないかと考えています。



事例#2 沖縄県北谷町の保育施設 (令和5年~)

保育施設の基礎情報 ※令和6年10月時点

- ◆乳幼児定員数：270名
- ◆在籍乳幼児数 / うち外国人乳幼児数：
 - 0歳児 0名 / 0名
 - 1歳児 17名 / 15名
 - 2歳児 44名 / 43名
 - 3歳児 58名 / 53名
 - 4歳児以上 107名 / 91名
- ◆外国人乳幼児の主な国籍：アメリカ



保育施設の運営方針

子どもたちの社会性・情緒・身体・認知の発達を促す経験を提供することをミッションにしている。社会的かつ道徳的な価値観をベースとした自身の価値観の構築に加え、自立心、リーダーシップ等を身につけ、市民としての強い自覚を持つための環境を提供している。保育にあたっては、モンテッソーリを取り入れており、授業は全て英語で行う。

“外国人乳幼児の保育に知見を有する人材”の詳細

①プリスクール免許もしくはモンテッソーリ資格を所持している人材、②保育士としての経験を2年以上有している人材、③3か月の試用期間を踏まえ、当該保育施設の水準を満たす人材を採用している。試用期間では、様々な国籍の子どもたちがいる中、接し方や我慢強さ等を確認し、適切に対応できているかを判断する。

採用経路は海外のエージェンシー(日本のハローワークのような機関)で人材を募集し、採用面接を行う。採用面接では、資格・経験の確認と共に、保育のデモンストレーションを行ってもらう。採用の場合は、就労ビザを発行し、来日いただく。最初の3か月間は、業務の説明や研修等を行ったうえで試用期間として保育にあたってもらい、水準を満たしていると判断した場合は本採用となる。

実際に当施設で勤務している人材として、Early Childhood Education (初等幼児教育)を専門に研究し、モンテッソーリ資格を取得した後、海外の保育・教育施設にて勤務経験を積んだ職員が多数在籍している。

また、当施設における、日本の保育資格を有する人材は、全員英語でのコミュニケーションが可能である。

当施設における特例措置の活用状況についてお伺いしました。

保育施設や園児の特徴について教えてください。

当施設は、英語のネイティブスピーカーである保育人材が保育を行うことを特徴としています。園児は、およそ9割が英語を母語とする外国人乳幼児ですが、その方針を魅力に感じた日本人乳幼児も在籍いただいています。

保育にあたっては、**外国人乳幼児が日本社会に適応しやすいような環境をつくるようにしており、日本と母国の良いところどりをしながら取り組むようにしています。**例えば、日本のマナーやそろばんを教える先生を雇っているほか、日本の挨拶の仕方や、食事が終わった後のテーブルの片付けなど、日本の良い文化を積極的に取り入れています。また、例えば、日本におけるお正月やひな祭りやこどもの日、アメリカにおけるクリスマスといった、お互いの国の文化を乳幼児に触れさせることで、多文化交流に繋がっています。

卒園後は、インターナショナルスクールに進学するケースが多いです。

職員の業務分担について教えてください。

保育においては、日本の保育資格を有する人材と、外国人乳幼児の保育の知見を有する人材に、特段の役割分担を設けていませんが、日本語を教える際は、日本の保育資格を有する職員にお願いしています。また、当施設には様々な国籍の乳幼児がいるため、**各国の乳幼児の性格等の傾向を踏まえ、適切な対応を、日本の保育資格を有する人材と、外国人乳幼児の保育の知見を有する人材がお互いに共有し**あっています。

そのほか、月に一度全体ミーティングを行い、保育の中で生じた事柄や、当月の保育方針について共有する場を設けています。

保育の質、安全面の工夫について教えてください。

事故防止や事故発生時の対応におけるガイドラインを各クラスに掲示しています。ガイドラインの内容は、各項目において、日本とアメリカのうち、より良い内容を取り入れています。例えば、アレルギー対応は、日本のガイドラインの方が良く出来ているため、日本の内容を取り入れています。特に、食品の取り扱いや衛生基準に対する基準は、日本の方がより厳しい基準を設けているため、日本の基準を取り入れるようにしています。

また、消防署の協力のもとで避難訓練や救命講習を行うほか、アレルギーが出てきた際の適切な対応方法や寝かせ方の向き等、安全面の確保にあたり必要な内容を職員と共有しています。そのほか、3か月に1度、2名ずつ、東京にある研修機関に職員を派遣し、幼児発達やクラスルームマネジメント、安全対策、年齢に適した学習活動、職員のストレスマネジメント、タイムマネジメント等を英語で学んでいます。

虐待対応については、傷跡やあざがないか、毎朝体のチェックを行っています。特に休日明けの月曜日は念入りに確認するようにしています。もし気になる跡が見つかった場合は、親と面談した後に、然るべき機関に連絡を入れることとしておりますが、幸いなことにこれまで機関への連絡が生じた事例はありません。連絡先の機関については、外国人乳幼児の家庭の住所の所在により異なります。日本に住所がある場合は各市町村の自治体に連絡しますが、アメリカ軍基地内に住所がある場合は市町村では受け付けてもらえないため、米軍基地内の機関に連絡します。

特例措置の活用による、良い影響を教えてください。

外国人乳幼児とコミュニケーションがとれる人材を採用できることで、外国人乳幼児が何を欲しているか、何をしたいかの理解が容易になりました。また、外国人乳幼児にとっても、指示理解が容易になったと思います。日々の園内の運営もスムーズに実施できています。そのほか、日本人乳幼児の「英語を学びたい」というニーズに応えることが出来ています。

日本の保育資格を有する職員と、外国人乳幼児の保育の知見を有する人材が協力しあいながら保育することで、乳幼児に良い影響を与えているのではないかと考えています。

事例#3 愛知県岡崎市の保育施設 (令和6年~)

保育施設の基礎情報 ※令和6年10月時点

- ◆乳幼児定員数：54名
- ◆在籍乳幼児数 / うち外国人乳幼児数：
 - 0歳児 0名 / 0名
 - 1歳児 6名 / 6名
 - 2歳児 6名 / 6名
 - 3歳児 4名 / 4名
 - 4歳児以上 25名 / 25名
- ◆外国人乳幼児の主な国籍：ブラジル



保育施設の運営方針

設立当時、ブラジル出身の乳幼児を受け入れられる保育施設がなく、困っている家庭がたくさんいらっしゃったため、保育施設の運営を始めた。岡崎市の外国人労働者は、保育施設の一斉入園時期以外にも来日するため、いつでも外国人乳幼児を受け入れることが出来るような、地域の外国人乳幼児の受け皿としての役割を担っている。

外国人乳幼児がブラジルに帰国した際に、ブラジルの保育に適応できるようにしたいという方針の下、日本とブラジル双方の保育方針に従い、保育を行っている。令和7年2月にブラジル教育省の認可取得に向けて申請予定で、仮に認可が下りた場合は、小学校も開設予定である。

“外国人乳幼児の保育に知見を有する人材”の詳細

採用要件として、①ポルトガル語が話せること、②ブラジルの小学校教諭の資格を有していることを定めている。小学校教諭の資格を求める背景として、ブラジルには、日本の保育士に該当する資格がなく、乳幼児の保育を行うためには小学校の教諭資格が必要なためである。当保育施設の運営方針も踏まえ、ブラジルの資格基準に準拠して採用している。

採用経路は、ブラジル人コミュニティ内からの紹介が最も多い。コミュニティは繋がりが深く、知り合いを辿っていくと、資格保有者に繋がることが多い。

実際に当保育施設に勤務している職員の例として、小学校教諭資格の他、教育学の大学院を卒業し、知的障害や発達障害等の教育に知見を有する職員が勤務している。

当施設における特例措置の活用状況についてお伺いしました。

職員の業務分担について教えてください。

担任を受け持つのは、ブラジル人乳幼児の保育に知見を有する職員であり、生活計画の策定や部屋の掃除、連絡帳の記入、おもちゃの片付け、生活状況の記録といった、子どもの管理に関する業務を担当します。日本の保育士資格を有している職員は、ポルトガル語が堪能ではないため、毎月各クラスに日本語を教える役割を担っています。

保育の質、安全面の工夫について教えてください。

職員に、救命講習や子どもの健康に関する講習を受講してもらうほか、地震訓練や消防署に協力いただいて避難訓練を行っています。

保育にあたっては、換気やエアコンの温度といった環境に気を配るほか、毎日2回の体温測定をし、顔色を見ながら子どもたちの状況を判断しています。また、アクセサリーを禁止しているほか、担任に意見を求めながらおもちゃの安全点検を実施し、大きさ等月齢に合わせたものを各部屋に置くようにしています。

園児の卒園後の進路について教えてください。

ブラジルの小学校に進学する場合は、5歳を目途にブラジルに帰国する家庭が多く、年間3～5人が帰国しています。卒園後は、半数が西三河地域、豊田市、安城市、碧南市、豊橋市にあるブラジル人学校、半数が日本の公立小学校に進学します。

そのため、日本人との文化交流を積極的に行ってています。例えば、当保育施設と日本人乳幼児が多い保育施設で文化交流を企画したり、岡崎市が主催の交流会で、当保育施設の子どもがダンスの発表等を行ったりしています。

特例措置の活用による、良い影響を教えてください。

本特例措置の活用により、無償化が適用されると、外国人乳幼児の家庭が当保育施設に入園しやすくなり、地域の外国人乳幼児の受け皿として機能しやすくなると考えています。

また、岡崎市は待機児童がいる状況のため、外国人乳幼児が当保育施設に入園しやすくなることで、結果として地域の他の保育施設に空きが出て、地域の乳幼児が保育施設に入りやすくなるのではないかと考えています。

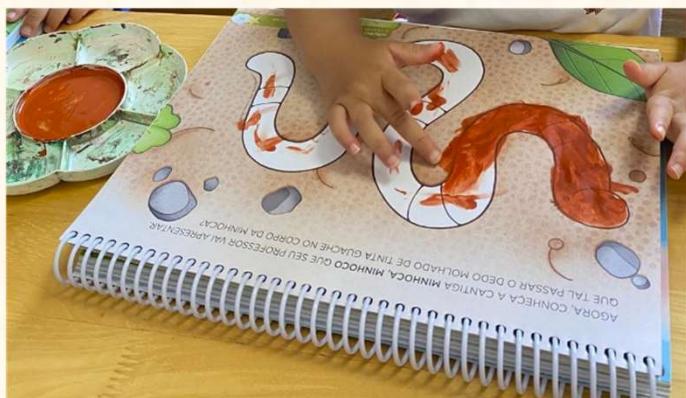
特例措置による、懸念点があれば教えてください。

日本の小学校への進学後、言葉や食事文化への適応に時間がかかるケースが見受けられます。

当保育施設の保育環境から、いきなり日本の小学校に行くと、様々な課題が生じやすいため、日本の小学校に進学する意向を持っている場合は、年中頃から日本人乳幼児が多い保育施設への転園を勧めています。

また、当保育施設から日本の小学校に進学する場合は、小学校に、それぞれの性格や日本語レベル等を詳細に連携しています。以前、当保育施設の園児が複数人同じ小学校に入学した際は、保育施設の職員が、言葉をサポートするために2週間小学校に通い、小学校のシステムや食事、授業のことを教えました。言葉が分からないと、学校生活が困難になるため、学校生活に慣れるまでフォローしました。そのうち1人は、日本の小学校に馴染むことが出来なかつたため、当保育施設で勉強のサポートを行っています。

ブラジル人が多い環境から、日本人が多い環境に移ることは、子どもたちにとって非常に大きな変化であるため、日本社会に円滑に移行するためのサポートを担っています。



コラム

特例措置未活用の保育施設における外国人乳幼児への対応

滋賀県にある保育施設に、お話を伺いました。

保育施設の特徴

当保育施設は、滋賀県に所在し、ブラジル出身の外国人乳幼児を多く受け入れています。職員全員がポルトガル語を話すことができ、外国人乳幼児の保育の知見を有する人材として、ブラジルの小学校教諭資格を所持している人材を採用しています。日本の保育資格を有する人材はいません。

また、当保育施設は、ブラジルの文部科学省の指定校として、ブラジルの基準に沿った保育・教育方針をとっています。保育園から高等部まで運営しており、ポルトガル語で教育を受けられる環境を構築しています。当施設を卒業すると、日本とブラジルの両方の卒業資格を取得可能です。

保育にあたっては、まずは母国語を身につけることを重視しています。もし、子どもが日本語を話し、親や親族がポルトガル語を話す場合は、親子や親族間のコミュニケーションが取れなくなってしまうからです。

外国人乳幼児の保育における工夫

ほぼ全員が付属の小学校に進学しますが、クラスで1～2名程度は、経済的な理由等により、日本の小学校に進学します。日本の小学校に進学する子どもは、言葉や食べ物、習慣に困りごとが出て、小学校に登校しなくなってしまうケースがあります。

そのため、保育施設としては、週に1～2回、遊びながら日本語に慣れるための時間を設けています。また、近隣の図書館に2・3歳児を連れて行き、日本人乳幼児との交流を図っています。

安全面の確保においては、誤飲対策として食べ物の大きさへの配慮や、ブラジリアン柔術のマットを部屋全面に敷き詰め、角は保護することによる怪我対策等を行っています。ブラジルの文部科学省の指定校として、ブラジルで保育が可能な資格を所持している人材が保育にあたっているため、対応には自信をもっています。

特例措置の活用意向について

現在は、「基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する経過措置」の対象施設として、5年間の期限付きで無償化対象としていただいているが、特例措置を活用すれば、無償化措置が無期限で適用されることになるため、メリットを感じます。

また、現在は既存の職員が日本の保育士資格を取得することで資格基準を満たそうとしていますが、勉強時間の捻出が大変であり、また費用がかかることもあります。取得に係る負荷が無くなるのであれば、ありがたいと感じます。

神奈川県にある保育施設に、お話を伺いました。

保育施設の特徴

当保育施設は、神奈川県に所在する公立保育園で、ベトナム・カンボジア・中国・ラオス・ブラジル等様々な国出身の外国人乳幼児を受け入れています。在籍する乳幼児数における外国人乳幼児数の割合は、およそ5割です。

外国人乳幼児の保育の知見を有する人材はおらず、ほぼ全員が日本の保育資格を有しています。また、英語でコミュニケーションを取れる職員は今年度1名います。(公務員のため異動あり)

保育にあたっては、日本語で身振り手振りをつけながらコミュニケーションを取っています。乳児の時から入園している外国人乳幼児の場合、3歳時には日本語で簡単な会話が出来るようになり、年長時には、友達との日本語の日常会話はほぼ問題なくやり取りできるようになっています。

外国人乳幼児の保育における工夫

卒園後は、地域の小学校に行くケースが多くなっています。

日本での生活に適応することを重視し、母国語でのコミュニケーション対応は特にしていません。一方で、親子でコミュニケーションが取れなくなってしまうことを避けるため、面談時に、家庭では母国語でコミュニケーションを取るように伝えています。

特に、幼児期から転園してきた外国人乳幼児は日本語が通じにくく、保育士や友達とのやり取りが困難だと感じています。コミュニケーションにあたっては、帽子を見せながら「お外に行くよ」という声かけをする等、絵や実物等行動のイメージをしやすいものを見せながら伝える工夫をしています。また、外国人乳幼児の困りごとを正確に理解することが難しいため、「はい/いいえ」で回答できるように、「○○が嫌だったの?」という聞き方をして、困りごとを特定するようにしています。

また、保護者対応の難しさを感じており、日常の様子を細かく伝えられないため、日々のコミュニケーションは、簡単に伝えられることを共有しています。インフルエンザなどの感染症対応等で必要な手続きがある等の場合は、準備する資料の実物を見せたり、翻訳ツールを活用したりしながら、単語をつなぎ合わせて説明しています。英語を話せる保護者の場合は、英語を話せる職員がコミュニケーションを取る場合もあります。個人面談は、月に1~2回、保育施設に滞在する通訳のスケジュールに合わせて実施しています。

そのほか、文化のギャップを感じることもありますが、日本人乳幼児と同じように、教えることで理解するため、強い課題感は感じていません。

コラム

特例措置を活用する地域の小学校における 外国人乳幼児への対応

愛知県岡崎市にある小学校に、お話を伺いました。

外国人児童の在籍状況

全校生徒734名中、66名が外国人児童です。1年生から入学してくるケースは少なく、日本における言語・文化のベースがない状態で、ブラジル、フィリピン、中国等から転校してくるケースが多くあります。

外国人児童及び保護者に対しては、日本語をベースに、必要に応じて翻訳ツールを活用しながら、コミュニケーションを取っています。

外国人児童の抱える課題

文化の違いに伴い、「休日は休む日」として、授業参観や運動会等の休日に実施される行事に、親子で欠席するケースが見受けられます。「家族」を大切にする外国文化の家庭を、学校側がどこまで巻き込んでいいか難しく、参加の強制はできません。そのため、運動会の練習は参加してもらい、本番は欠席しても他の児童が困らないよう臨機応変に対応しています。

また、児童の体に触れざるを得ないような場面も非常にセンシティブなため、研修を行っています。例えば、誘導のために腕を取る行為など、子どもを守る目的であっても、外国人児童の母国文化では差別・体罰にあたる可能性があり、親と話し合いを行うこともあります。

友人付き合いにおいては、最初は言葉が分からず、馴染めない状況も見受けられます。児童も担任も外国人児童の状況を理解しており、大きな困りごとは発生していません。言葉の違いによる壁はあまり見受けられず、性格の相性で仲良くなっている印象を受けています。



外国人児童への対応における工夫

転校時のクラス編成の検討にあたり、同じ母語を話す児童がいる学級に入るように調整し、まずは児童同士のコミュニケーションから慣れてもらい、不安感を軽減することも心掛けています。また、授業を円滑に進めるうえでの工夫として、翻訳ツールを活用して要所要所での理解状況の確認や、同じ母語を話す児童と席が近くなるように配置し、サポートしやすくする等の対応を取っています。

加えて、当小学校が独自に設けている日本語教室での学習を3クラスで行っており、児童の理解度に合わせた日本語の教育を行っています。日本語や日常会話の勉強を行いながら、国語や算数の学習にも繋がるように、カリキュラムを工夫しています。クラスの通知表と併せて、日本語教室の通知表も作成し、日本語の理解がどれほど進んでいるかを評価しています。日本語に慣れていない児童の場合は、週に3～4日、一日1～2時間程度、日本語教室で過ごし、外国人児童の心のケアも兼ねる場所として日本語教室を機能させています。

保護者とのコミュニケーションについては、職場で通訳を付けている場合は同席する場合もありますが、半数以上は翻訳ツールの活用や、簡潔な伝え方により、コミュニケーションを行っています。特に、転校時には3時間程度時間をかけ、学校のシステム等について丁寧な説明を行っています。

沖縄県北谷町にある小学校に、お話を伺いました。

外国人児童等の在籍状況

日本語指導が必要な児童のうち、外国籍の児童は比較的少ない状況です。当校においては、国際結婚等により、日本国籍も有していますが、家庭言語が外国語のため日本語指導が必要となる児童が多く、保護者は、米軍基地と直接契約して、基地で働いている場合が多いです。

国際結婚等により家庭言語が外国語である児童について、乳幼児期は基地内の保育施設やインターナショナルスクールに通園しますが、日本語の環境に慣れるため、年長時に日本人乳幼児が多い幼稚園や保育施設に転園することが多いです。

外国人児童等に対しては、日本語でコミュニケーションを取っています。保護者に対しては、英語を交えながらの日本語や、英語以外の言語の場合は、翻訳ツールを使用しながら母語でメールやお知らせ等を配信することで、コミュニケーションを取っています。

外国人児童等の抱える課題

入学してから初めて、児童の言語レベルや発達状況を知ることが多いため、保育施設や転校前の学校、保護者との連携により、児童の背景を理解することが必要だと感じます。

入学して半年から1年経つと、簡単な意思疎通ができるようになりますが、うまく意思疎通できずにトラブルに発展するケースも見受けられます。

また、高学年になるにつれ、語彙力等の問題により、勉強についていくことが難しくなるケースが見受けられます。日本語と母語両方を使用する環境で育っているため、母語で学習のことを聞かれても分からない場合や、日本語での学習に難しさを感じるケースもあります。高校受験のタイミングで勉強に躊躇、インターナショナルスクールに戻る生徒もいます。

外国人児童等への対応における工夫

日本語教室で日本語と教科の統合学習を行っており、授業のカリキュラムを分かりやすい日本語を用いて教えたり、日本で生活するにあたり必要な習慣等を教えたりするようになっています。また、包括的に能力を伸ばせるテーマを与えることを意識し、母語で考えたり、話したりできる場を設けています。

さらに、キャリア教育として、外国人生徒等の中学生と小学生の交流の場を設け、外国人児童が将来のビジョンを描くきっかけとなる場をつっています。

保護者とのコミュニケーションにおける工夫としては、多言語でお知らせや行事予定表を配ることで、保護者が行事を把握し、参加しやすいように工夫しています。